

【経營業務の管理責任者・専任技術者の変更に伴う「22号の2 変更届出書(第一面)」の記載例】

H27.4.1以降適用

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
【経管の変更】 ・・・取締役(経管者)が退任し、新たにこれまで役員でなかった者が取締役(経管者)に就任。				
役員等の氏名	取締役 関東 一郎	—	27.7.1	退任(経)
役員等の氏名	—	取締役 関東 次郎	27.7.1	就任(経)
役員等の氏名 (経營業務の管理責任者の変更)	取締役 関東 一郎	取締役 関東 次郎 7号・7号別紙	27.7.1	(経)
【経管の変更】 ・・・取締役(経管者)が退任し、新たにこれまで役員だった者が経管者に就任。				
役員等の氏名	取締役 関東 一郎	—	27.7.1	退任(経)
役員等の氏名 (経營業務の管理責任者の変更)	取締役 関東 一郎	取締役 関東 次郎 7号・7号別紙	27.7.1	(経)
【経管の変更】 ・・・取締役は退任せず経管のみ退任し、新たにこれまで役員だった者が経管者に就任。				
役員等の氏名 (経營業務の管理責任者の変更)	取締役 関東 一郎	取締役 関東 次郎 7号・7号別紙	27.7.1	(経)
【営業所の新設】 ・・・営業所の新設に伴い令3条使用人が就任し、専任技術者を2名配置。				
営業所の新設	—	日野営業所	27.8.1	
令第3条の使用人 日野営業所長	—	田中 三郎	27.8.1	日野営業所
専任技術者	—	田中 三郎 8号・区分3	27.8.1	日野営業所
専任技術者	—	伊藤 四郎 8号・区分3	27.8.1	日野営業所
【営業所の廃止】 ・・・営業所の廃止に伴い令3条の使用人は退任し、専任技術者は削除(後任なし)及び別の営業所へ配置換え。				
営業所の廃止	東大和営業所	—	27.7.31	
令第3条の使用人 東大和営業所長	加藤 五郎	—	27.7.31	東大和営業所
専任技術者	加藤 五郎 22号の3	—	27.7.31	東大和営業所
専任技術者	柳澤 三郎 8号・区分5	—	27.7.31	東大和営業所
専任技術者	山田 太郎 8号・区分4	柳澤 三郎 8号・区分5	27.7.31	中野営業所
専任技術者	柳澤 三郎 (建・内)	柳澤 三郎 (建・内・防) 8号・区分2	27.7.31	中野営業所
別の営業所への配置換えに伴い担当業種も変更する場合は区分2も必要。				
【専任技術者の配置営業所のみの変更】 ・・・専任技術者の配置営業所を入れ替える(業種は変更なし)。				
専任技術者	柳澤 三郎 8号・区分5	山口 一郎	27.7.31	中野営業所
専任技術者	山口 一郎 8号・区分5	柳澤 三郎	27.7.31	立川営業所
【専任技術者の交代】				
専任技術者	鈴木 博 8号・区分4	齋藤 健 8号・区分3	27.7.31	東村山支店
【営業所の業種の追加】 ・・・営業所の業種の追加に伴い既存の専任技術者が担当業種を変更。				
営業所の業種の追加	土木工事業	土木工事業	27.8.1	杉並営業所
	—	造園工事業		
専任技術者	東京 太郎 (土)	東京 太郎 (土・園) 8号・区分2	27.8.1	杉並営業所
【営業所の業種の廃止】 ・・・営業所の業種の廃止に伴い専任技術者の変更(建)及び専任技術者の削除(園)				
営業所の業種の廃止	建築工事業	建築工事業	27.7.31	足立営業所
	造園工事業	—		
専任技術者	松本 三郎 (建) 8号・区分4	建設 花子 (建) 8号・区分3	27.7.31	足立営業所
	森田 一朗 (園) 22号の3	—	27.7.31	足立営業所

※上記は記載例ですので、届出内容がわかれば必ずしも上記のとおりでなくても構いません。

※届出の際には、に記載の様式と合わせて提出願います。

記載要領

- 1 (1) から (8) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 2 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」、
「国土交通大臣
知事」及び「**般
特**」については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□**1**□**2**のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば**A**建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 **3** **6**「許可番号」の欄の「**大臣
知事**コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**0** **0** **1** **2** **3** **4**又は**0** **1**月**0** **1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 「変更前」及び「変更後」の欄は、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載すること。
- 7 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。
- 8 届出の内容が、経營業務の管理責任者である役員等の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。
- 9 届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。
- 10 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に専任で置かれる法第7条第2号又は第15条第2号に規定する技術者の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。
- 11 **3** **7**「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば**ギ**又は**フ**のように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 12 **3** **8**「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。
(例 □(株)□**A**建設□
□**B**建設□(有)□□)

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
特 例 有 限 会 社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

- 13 **3** **9**「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば**ギ**又は**フ**のように1文字として扱うこと。
- 14 **4** **0**「代表者又は個人の氏名」の欄は、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 15 **4** **1**「主たる営業所の所在地市区町村コード」及び**8** **5**「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 16 **4** **2**「主たる営業所の所在地」及び**8** **6**「従たる営業所の所在地」の欄は、13により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば**震** **が** **関** **2** **1** **1** **3** □のように記入すること。
- 17 **4** **3**及び**8** **7**のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば**0** **3** **5** **2** **5** **3** **8** **1** **1** **1** □のように左詰めで記入すること。